

## 令和3年 第7回栗原市農業委員会総会議事録

令和3年7月28日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和3年 第7回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可取消願について
- 日程第 6 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 4号 農用地利用集積計画について
- 日程第 9 議案第 5号 農用地利用配分計画について
- 日程第10 議案第 6号 非農地証明願について

### 1 出席委員 (21名)

- |     |     |     |          |     |     |    |     |
|-----|-----|-----|----------|-----|-----|----|-----|
| 1番  | 佐々木 | 栄夫  | 委員、      | 2番  | 佐藤  | 勝  | 委員、 |
| 3番  | 熊谷  | ゆり  | 委員、      | 4番  | 佐々木 | 弘  | 委員、 |
| 5番  | 遊佐  | 一成  | 委員、      | 6番  | 菅原  | 勝宏 | 委員、 |
| 7番  | 岩淵  | 敬一  | 委員、      | 9番  | 阿部  | 一信 | 委員、 |
| 10番 | 曾根  | 金雄  | 委員、      | 11番 | 三浦  | 正勝 | 委員、 |
| 12番 | 鈴木  | 和子  | 委員、      | 13番 | 芳賀  | 博秋 | 委員、 |
| 14番 | 尾形  | 陽一郎 | 委員、      | 16番 | 狩野  | 善典 | 委員、 |
| 17番 | 佐々木 | 耕太郎 | 委員、      | 18番 | 高橋  | 榮一 | 委員、 |
| 19番 | 岩淵  | 弘   | 委員、      | 20番 | 三浦  | 栄  | 委員、 |
| 21番 | 大沢  | 純香  | 委員、      | 22番 | 大場  | 裕之 | 委員、 |
| 23番 | 吉田  | 優俊  | 会長職務代理者、 |     |     |    |     |

### 2 欠席委員

- |     |    |    |     |
|-----|----|----|-----|
| 8番  | 米山 | 嘉彦 | 委員、 |
| 15番 | 高橋 | 寛  | 委員、 |
| 24番 | 鈴木 | 康則 | 会長  |

### 3 議事に参与した者

事務局長	二階堂	賢
事務局長補佐	小 山	雅 規
農地農政係 主 査	高 橋	潤
農地農政係 主 事	千 葉	和 哉
農地農政係 主 事	菅 原	佑 太

( 午後1時30分 開会)

#### 議長

ご起立願います。

「ご苦労様です。」ご着席願います。

本日は、会長が体調不良により欠席のため、職務代理者である私が議長役を務めさせていただきますので、よろしく願います。

#### 議長

それでは、只今から、令和3年 第7回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

#### 議長

欠席、遅刻、早退の通告があります。

議席番号24番 鈴木 康則 会長から体調不良のため、欠席する旨の、  
議席番号8番 米山 嘉彦 委員、議席番号15番 高橋 寛 委員から所要のため、  
欠席する旨の、

議席番号9番 阿部 一信 委員から所要のため、遅刻する旨の、及び

議席番号11番 三浦 正勝 委員から所要のため、午後2時30分から早退する旨の、  
通告がございます。

#### 議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

#### 議長

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

## 議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により、議席番号3番 熊谷ゆり 委員、議席番号4番 佐々木 弘 委員の両名を指名いたします。

## 議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

## 議長

日程第3、事務報告を行います。事務局長から報告いたします。

## 事務局長

議案資料に基づき、令和3年7月5日から令和3年7月28日までに実施及び開催があった事務事業等の報告、並びに、令和3年8月18日から令和3年8月27日までに予定している事務事業等について説明。

## 議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

## 議長

日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から3番までの3案件、第2区の番号4番から6番までの3案件、第3区の番号7番から8番までの2案件、合わせて8案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 1筆 1, 416㎡、

番号2番は、築館地区の田 1筆 179㎡、いずれも、売買のための基盤法による賃貸借権解約の2案件、

番号3番は、築館地区の田 1筆 3, 216㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、

第2区の番号4番は、志波姫地区の田 5筆 4, 843㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号5番及び6番は関連案件で、志波姫地区の田 7筆 14, 370㎡、いずれも、双方合意による農地中間管理事業に係る基盤法による賃貸借権解約の2案件、

第3区の番号7番は、栗駒地区の田 1筆 2, 800㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号8番は、栗駒地区の田 3筆 5, 286㎡、双方合意による農地中間管理事業の配分計画に係る賃貸借権解約の1案件、

以上、8案件を説明報告。

### 議長

これで、日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

### 議長

日程第5、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について、を議題といたします。

第1区の番号1番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第1区の番号1番は、所有権移転売買の案件で、瀬峰地区の畑 2筆 1, 130㎡、経営規模拡大のために所有権移転売買する目的により令和3年4月27日付で許可をしておりましたが、申請地の一部が宅道になっていることが判明したため、許可の取消を願い出る旨の1案件を説明。

### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

## 議長

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

それでは採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

ご挙手多数であります。

よって、日程第5、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

## 議長

日程第6、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに、審議を行います。

## 議長

第2区の番号12番の案件を審議いたします。

議席番号4番 佐々木 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後1時44分) (4番 佐々木 弘 委員 退席)

## 議長

会議を再開いたします。(午後1時44分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号12番は、志波姫地区の田 1筆 528㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件を説明

## 議長

次に、去る7月21日、議席番号18番 高橋 榮一 委員、農地利用最適化推進委員の 菅原 昌行 委員、及び 氏家 勝子 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、18番 高橋 榮一 委員から報告願います。

## 18番 高橋 榮一 委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、去る7月21日の水曜日に4名にて、書類審査を行いました。

番号12番については、労力不足による売買となっており、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

## 議長

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

それでは採決を行います。

議案第2号の番号12番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第6、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号12番の案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

## 議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号4番 佐々木 弘 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後1時48分) (佐々木 弘 委員、着席)

## 議長

会議を再開いたします。(午後1時48分)

## 議長

次に、第1区の番号1番から9番までの、9案件を審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 1筆 179㎡、  
番号2番は、築館地区の田 3筆 2,720㎡、及び畑 2筆 1,768㎡、  
合計 4,488㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、  
番号3番は、築館地区の田 2筆 3,888㎡、経営継承のための所有権移転  
贈与の1案件、  
番号4番は、築館地区の田 16筆 25,764㎡、及び畑 5筆 9,441  
㎡、合計 35,205㎡、  
番号5番は、築館地区の田 1筆 3,216㎡、いずれも、経営継承のための  
使用貸借権設定の2案件、  
番号6番は、高清水地区の田 3筆 2,647㎡、相手方の要望による所有権  
移転売買の1案件、  
番号7番は、高清水地区の田 1筆 29㎡、相手方の要望による所有権移転贈  
与の1案件、  
番号8番は、一迫地区の畑 1筆 16,552㎡、相手方の要望による所有権  
移転売買の1案件、  
番号9番は、瀬峰地区の田 2筆 2,001㎡、経営規模拡大のための所有権  
移転売買の1案件、  
以上、9案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、去る7月20日、議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員、農地利用最適化推  
進委員の 千葉 律雄 委員、及び 小原 公康 委員が現地確認調査を行っております  
ので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、小原 公康 推進委員から報告願います。

## 小原 公康 推進委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については、去る7月20日の  
火曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番、2番の件については、詳細については事務局から説明があったとおり  
ですが、相手方の要望により、また、労力不足のための所有権移転売買となってお  
り、許可に当たっては審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しま  
すと、特に問題がないものと判断いたしました。

番号3番の件は、親子間の経営移譲による贈与となっており、問題がないものと

判断いたしました。

番号4番、5番は、親子間での農業者年金受給のため、経営継承するための使用貸借権設定となっており、特に問題がないものと判断いたしました。

番号6番、7番、8番、9番は、労力不足のためまた、相手方の要望により、所有権移転売買の案件と所有権移転贈与の案件になります。許可に当たっては、審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、第2区の番号10番・11番の2案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号10番は、若柳地区の田 1筆 870㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、

番号11番は、若柳地区の田 19筆 16,613㎡、及び畑 1筆 534㎡、合計 17,147㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

以上、2案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、18番 高橋 榮一 委員から報告願います。

## 18番 高橋 榮一 委員

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る7月21日の水曜日に4名にて、書類審査を行いました。

番号10番につきましては、労力不足によるもの、11番は、経営を継承することを目的としております。それぞれ所有権移転贈与の申請でございます。書類等の確認によりまして、双方とも特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。



## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、第3区の番号13番・14番の2案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号13番は、栗駒地区の田 1筆 845㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号14番は、栗駒地区の田 1筆 2,800㎡、経営継承のため使用貸借権設定の1案件、

以上、2案件の説明と許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、去る7月21日、議席番号13番 芳賀 博秋 委員、農地利用最適化推進委員の 山田 善太郎 委員、及び 三浦 勇市 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、三浦 勇市 推進委員から報告願います。

## 三浦 勇市 推進委員

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る7月21日の水曜日に4名にて、書類審査を行いました。

番号13番の件は、労力不足のためでございます。14番の件は、親子間の経営継承でございます。

書類審査の結果、何ら問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
これより、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

## 議長

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。  
それでは採決を行います。

議案第2号の、番号1番から11番、番号13番及び番号14番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第6、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から11番までの11案件、及び番号13番から14番までの2案件、合わせて13案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

## 議長

日程第7、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から4番までの、4案件について審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、使用貸借権設定の案件で、築館地区の畑 1筆 622㎡を公的施設用地として転用し、自治会集会施設及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、都市計画区域内で第1種住居地域に指定されておりますので、第3種農地に該当する旨の1案件、

番号2番は、使用貸借権設定の案件で、築館地区の田 1筆 567㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりがあり第1種農地に該当しますが、住宅建築を目的とした転用であり、かつ集落に接続して設置するものですので、不許可の例外に該当する旨の1案件、

番号3番は、所有権移転売買の案件で、高清水地区の畑 1筆 166㎡を住宅用地として転用し、自家用駐車場を造成するものであります。

農地区分は、周囲を宅地と山林に分断された生産性の低い小集団農地となりますので、第2種農地に該当する旨の1案件、

番号4番は、所有権移転売買の案件で、一迫地区の田 2筆 909㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅、経営する建設業の事務所及び、駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりがあり第1種農地に該当しますが、住宅建築を目的とした転用であり、かつ集落に接続して設置するものですので、不許可の例外に該当する旨の1案件、

以上、4案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、17番 佐々木 耕太郎 委員から報告願います。

### 17番 佐々木 耕太郎 委員

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る7月20日の火曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の件は、公的施設用地として、集会所と駐車場、畑を転用しての建築造成ですが、住宅地に囲まれた畑であり、現在作付けはなされておりました。申請地へ行く道路は若干幅が狭かったですが、住宅が集中しており、自治会の集合場所としては問題がないと見てまいりました。また、集会所という公的施設ですので、特に問題はないものと確認してまいりました。

番号2番の件は、住宅用地ですけれども、道路に面した農地で、周りは草刈り等管理された農地ですが、現在は休耕田でありました。隣接に集落の家屋2軒等がありますが、別段周辺には影響を与えないものであることを確認してきました。

番号3番の件は、駐車場用地としての転用ですが、現在はこの畑には家族菜園程度の野菜が作付けされておまして、譲受人の自宅に隣接する道路に面している畑でありました。駐車場への転用としては特に問題がないものと確認してきました。

番号4番の件は、住宅用地としての転用ですけれども、現在は休耕田でありまして、隣には2階建ての住宅があり、その隣ということで市道にも面しており住宅用地としては問題がないものと確認してきました。以上、報告します。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、第2区の番号5番の案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号5番は、所有権移転贈与の案件で、志波姫地区の畑 1筆 322㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。農地区分は、農地の広がりがあり第1種農地に該当しますが、集落接続の不許可の例外で取り扱う旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、菅原 昌行 推進委員から報告願います。

## 菅原 昌行 推進委員

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る7月21日の水曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号5番の件は、申請地は生産性の低い畑地であり、さらには、居久根で囲まれており、周囲への影響もないと思われることから、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

「はい」の声

## 議長

22番 大場裕之委員

## 22番 大場 裕之 委員

この申請については、土地を分筆した後の申請になっているのか。

## 議長

事務局説明

## 事務局

そのとおりであります。

## 議長

大場委員、よろしいですか

### 22番 大場 裕之 委員

了解しました。

## 議長

その他、ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、第3区の番号6番の案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号6番は、所有権移転売買の案件で、鶯沢地区の田 2筆 646㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあります第1種農地に該当しますが、集落に接続しての転用になることから、不許可の例外として取り扱う旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、山田 善太郎 推進委員から報告願います。

### 山田 善太郎 推進委員

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る7月21日の水曜日に4名で、鶯沢総合支所において書類審査及び現地確認を行いました。

番号6番については、現地は田2筆となっており、その北側には空き家になっている譲渡人の住宅があり、現在、市の空き家バンクで進められております。

申請地は長年作付がされておらず、耕作放棄され、雑草や雑木が若干生えておりましたが、近隣には集落がありまして、周辺農地には影響を与えないものと思われることから、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

## 議長

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

それでは採決を行います。

議案第3号について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第7、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から6番までの6案件は、原案を可とすることに決定いたしました。なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

## 議長

日程第8、議案第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

## 議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定、及び同条の規定の準用による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに、審議を行います。

## 議長

第1区の番号6番から8番までの3案件を審議いたします。

農地利用最適化推進委員の千葉 律雄 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時20分) (千葉 律雄 推進委員 退席)

## 議長

会議を再開します。(午後2時20分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号6番は、一迫地区の田 2筆 7, 598㎡、及び、畑 4筆 14, 380㎡、合計 21, 978㎡、

番号7番は、一迫地区の田 5筆 21, 049㎡、

番号8番は、一迫地区の田 1筆 3, 000㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の3案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

## 議長

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

それでは採決を行います。

議案第4号の番号6番から8番について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号6番から8番までの3案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定の準用による、議事参与の制限を解き、千葉 律雄 推進委員の入場を許可いたします。

**議長**

暫時休憩いたします。(午後 2 時 2 2 分) (千葉 律雄 推進委員、着席)

**議長**

会議を再開いたします。(午後 2 時 2 2 分)

次に、第 1 区の番号 1 0 番の案件を審議いたします。

議席番号 2 0 番 三浦 栄 委員は、議事参与の制限に当たりますので退席願います。

暫時休憩いたします。(午後 2 時 2 3 分) ( 2 0 番 三浦 栄 委員 退席)

**議長**

会議を再開いたします。(午後 2 時 2 3 分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

第 1 区の番号 1 0 番は、一迫地区の田 1 1 筆 2 3, 0 3 6 m<sup>2</sup>、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の 1 案件を説明。

**議長**

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長**

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
これより、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

**議長**

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

それでは採決を行います。

議案第 4 号の番号 1 0 番について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—



## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号10番の案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

## 議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号20番 三浦 栄 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時24分) (三浦 栄 委員、着席)

## 議長

会議を再開いたします。(午後2時25分)

次に、第2区の番号18番の案件を審議いたします。

議席番号4番 佐々木 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時25分) (4番 佐々木 弘 委員 退席)

## 議長

会議を再開いたします。(午後2時26分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号18番は、志波姫地区の田 4筆 4, 315㎡、所有権移転売買である旨の1案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

**議長**

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。  
それでは採決を行います。

議案第4号の番号18番について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

**議長**

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号18番の案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

**議長**

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号4番 佐々木 弘 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時27分) (佐々木 弘 委員、着席)

**議長**

会議を再開いたします。(午後2時27分)

次に、第3区の番号19番の案件を審議いたします。

議席番号19番 岩淵 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時28分) (19番 岩淵 弘 委員 退席)

**議長**

会議を再開します。(午後2時28分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

第3区の番号19番は、栗駒地区の田 14筆 9,492㎡、及び鶯沢地区の田 1筆 1,075㎡、合計 10,567㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

**議長**

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長**

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
これより、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

**議長**

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。  
それでは採決を行います。

議案第4号の番号19番について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

**議長**

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号19の案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

**議長**

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号19番 岩淵 弘 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時29分)(岩淵 弘 委員、着席)

**議長**

会議を再開いたします。(午後2時29分)

次に、第1区の番号1番から5番までの5案件、番号9番の1案件、及び、番号11番から13番までの3案件、合わせて9案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 1筆 1, 416㎡、  
番号2番は、築館地区の田 1筆 359㎡、  
番号3番は、築館地区の畑 2筆 4, 282㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の3案件、  
番号4番は、高清水地区の田 5筆 2, 284㎡、  
番号5番は、高清水地区の田 1筆 686㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、  
番号9番は、一迫地区の田 2筆 3, 183㎡、  
番号11番は、一迫地区の田 3筆 9, 682㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の2案件、  
番号12番は、一迫地区の田 1筆 1, 228㎡、  
番号13番は、一迫地区の田 4筆 6, 811㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の使用貸借権設定である旨の2案件、  
以上、9案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
次に、第2区の番号14番から17番までの4案件を審議いたします。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号14番は、若柳地区の田 5筆 4, 442㎡、  
番号15番は、金成地区の田 2筆 5, 393㎡、  
番号16番は、金成地区の田 1筆 2, 031㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の3案件、  
番号17番は、志波姫地区の田 7筆 14, 370㎡、所有権移転売買である旨の1案件、  
以上、4案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長**

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
次に、第3区の番号20番・21番の2案件を審議いたします。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

第3区の番号20番は、栗駒地区の田 8筆 14, 280㎡、  
番号21番は、栗駒地区の田 5筆 7, 293㎡、いずれも、新規の賃貸借権  
設定である旨の2案件を説明。

**議長**

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長**

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
これより、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

**議長**

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。  
それでは、採決を行います。  
議案第4号の番号1番から5番、番号9番、番号11番から17番、番号20  
番、及び番号21番について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願いま  
す。

—「挙手多数」—

**議長**

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から  
5番までの5案件、番号9番の1案件、番号11番から17番までの7案件、及  
び、番号20番・21番の2案件、合わせて15案件については、原案を可とする  
ことに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

## 議長

会議開始から1時間以上が経過しましたので、ここで、午後2時45分まで、休憩といたします。

休憩：午後2時34分から2時45分まで

## 議長

休憩中の会議を再開します。(午後2時45分)

日程第9、議案第5号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。  
第3区の番号1番から7番までの、7案件を審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

配分計画の利用権を設定する者は、全て宮城県農地中間管理機構となります。  
第3区の番号1番は、栗駒地区の田 4筆 5, 168㎡、  
番号2番は、栗駒地区の田 5筆 7, 120㎡、  
番号3番は、栗駒地区の田 9筆 17, 699㎡、及び、畑 1筆 250㎡、  
合計 17, 949㎡、  
番号4番は、栗駒地区の田 20筆 35, 374㎡、及び畑 1筆 703㎡、  
合計 36, 077㎡、  
番号5番は、栗駒地区の田 6筆 8, 297㎡、  
番号6番は、栗駒地区の田 3筆 3, 506㎡、  
番号7番は、栗駒地区の田 2筆 3, 227㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定で、耕作者変更による再配分及び契約期間は当初契約の残期間である旨の7案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
これより、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

## 議長

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

それでは採決を行います。

議案第5号について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第5号 農用地利用配分計画についての、番号1番から7番までの7案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

## 議長

日程第10、議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から5番までの5案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑 1筆 97㎡、願出地は、昭和44年頃に高等学校の校長官舎建設の際に分筆し、近隣宅地への道路として整備、使用され、現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番は、築館地区の田 2筆 134㎡、願出地は、昭和60年頃から祖父が労力不足により耕作できずにいたところ、1箇所は近隣住民等の駐車場として利用され、もう1箇所は祖父が倉庫を建築し、現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号3番は、築館地区の田 2筆 131㎡、願出地は、昭和50年頃に先代である義理の父が畜舎及び農作業場を建築したが廃業し、その後物置及び駐車場として使用され、現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号4番は、築館地区の畑 1筆 316㎡、願出地は、昭和47年頃から労力不足により耕作できずになり、その後原野化し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから山林への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号5番は、瀬峰地区の畑 3筆 4,856㎡、願出地は、平成10年頃から労力不足により耕作できずになり、その後原野化し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから原野への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、5案件を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、千葉 律雄 推進委員から報告願います。

## 千葉 律雄 推進委員

議案第6号 非農地証明願について、去る7月20日の火曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

議案の詳細については、ただ今事務局から説明があったとおりでございます。

番号1番については、近隣住民の道路として使用されていることを確認し、何も問題がないものと判断しました。

2番については、市道に面した農地ですが、向かいの会社と思われませんが、駐車場及び倉庫に使用されていることを確認しました。後ろが山林となっており、特に問題がないものと判断しました。

3番については、宅地内にあるような場所で物置小屋及び車庫等に活用されており、特に問題がないものと判断しました。

4番については、傾斜地にある農地で、水はポンプを使用しあげていたことがわかりましたが、原野化を確認しましたので、特に問題がないものと判断しました。

5番については、原野というより完全に山林化しておりまして、農地への復元は不可能であろうと確認しましたので、特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、第2区の番号6番から8番までの3案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号6番は、若柳地区の畑 1筆 335㎡、願出地は、昭和58年頃に先代が倉庫を建築し、また、居宅の一部として使用され現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、



番号7番は、志波姫地区の畑 1筆 285㎡、願出地は、昭和40年頃に先代が倉庫を建築し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号8番は、志波姫地区の畑 1筆 52㎡、願出地は、昭和37年頃に先代が倉庫を建築し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、3案件を説明。

### 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 勝子 推進委員から報告願います。

### 氏家 勝子 推進委員

議案第5号 非農地証明願について、去る7月21日の水曜日に4名にて、現地確認を行いました。

この3案件の願出地は、おのおの宅地に隣接する部分となっており、居宅の庭と一体的に利用されているとともに作業用倉庫が既設され、長年の経過を得ていることが確認でき、特に問題がないものと判断しました。以上報告いたします。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、第3区の番号9番の案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第3区の番号9番は、栗駒地区の田 2筆 853㎡、及び畑 1筆 1,360㎡、合計 2,213㎡、願出地は、平成5年頃から体調不良により耕作管理できなくなり、その後原野化し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、原野への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、13番 芳賀 博秋 委員から報告願います。

### 13番 芳賀 博秋 委員

13番 芳賀でございます。

議案第5号 非農地証明願について、去る7月21日の水曜日に、4人にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号9番の件については、現地を確認すると、願出地の3筆分は、近接はしておりません。おおよそ数百メートル範囲内の箇所で、山林の中で分散耕作をしたのであろうと推測されます。先人の農業に対する深い情熱を感じ取れました。

願出地は耕作をやめてから28年間くらい経過し、各地に分散しておりまして、参考資料の航空写真でも判断できますが、雑木が繁茂しておりまして、周囲の山林や原野と区別がつかないような状態になっておりました。

このような状況から農地に復元することは非常に困難であろうと確認してまいりました。よって、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

## 議長

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

それでは採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

**議長**

挙手多数であります。

よって、日程第10、議案第6号 非農地証明願についての、番号1番から9番までの9案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

**議長**

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和3年 第7回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

**議長（会長職務代理）**

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 3時 09分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員